

アリシア社会保険労務士法人行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンターリング制度を導入する。

＜対策＞

- 令和4年8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年9月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和4年10月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和6年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

＜対策＞

- 令和5年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年10月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：令和7年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与）。

＜対策＞

- 令和6年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知